

発電余剰電力買取規約 新旧対照表 202404

旧	新	備考
<p>2.用語の定義 (追加)</p> <p>3.適用条件 (追加)</p> <p>4.当社へのお申し込み (追加)</p> <p>(4) 当社は送配電事業者との協議結果をもとに余剰電力の買取開始可能日を定めます。当該買取開始可能日以降に、発電余剰電力買取の実施に必要なエネファーム typeS の設定を行います。</p> <p>(5) 発電余剰電力買取の実施に際し、エネファーム typeS の設定に係る費用が別途発生する場合、配線工事等の別途工事を行う場合、および、送配電事業者より費用を請求される場合等の当該費用はお客さまにご負担いただきます。</p> <p>(6) 当社は、お申し込みを頂いた日が、過去の発電余剰電力買取の契約を解除した日から1年に満たない場合には、そのお申し込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(7) (1)～(6)の定めにかかわらず、電力市場の変化、政策動向等、事業環境の変化等、その他やむを得ない理由等により、当社は発電余剰電力買取の新規申し込みを休止もしくは中止し、または発電余剰電力買取サービスを廃止することがあります。</p> <p>13.お客さま情報の取扱いおよびお客さまのご協力について</p> <p>(8) お客さまには、送配電事業者が定める系統連系技術基準および託送供給約款を遵守していただきます。</p> <p>15.当社の免責事項</p> <p>(2) 4.(7)に定める発電余剰電力買取の新規申し込みを休止もしくは中止、または発電余剰電力買取を廃止した場合。</p>	<p>2.用語の定義</p> <p>(4) 「送配電事業者」とは、一般送配電事業者である、中国電力ネットワーク株式会社を指します。</p> <p>3.適用条件</p> <p>(5) エネファーム typeS の設置に関し、送配電事業者が定める系統連系技術基準に適合しており、かつ託送供給等約款における発電者に係る事項を遵守していること。</p> <p>4.当社へのお申し込み</p> <p>(4) 本契約の申込をもって、当社は送配電事業者を代理して、お客さま（発電者）との間で、系統連系受電契約を締結したものとみなします。</p> <p>(5) 当社は送配電事業者との協議結果をもとに余剰電力の買取開始可能日を定めます。当該買取開始可能日以降に、発電余剰電力買取の実施に必要なエネファーム typeS の設定を行います。</p> <p>(6) 発電余剰電力買取の実施に際し、エネファーム typeS の設定に係る費用が別途発生する場合、配線工事等の別途工事を行う場合、および、送配電事業者より費用を請求される場合等の当該費用はお客さまにご負担いただきます。</p> <p>(7) 当社は、お申し込みを頂いた日が、過去の発電余剰電力買取の契約を解除した日から1年に満たない場合には、そのお申し込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(8) (1)～(7)の定めにかかわらず、電力市場の変化、政策動向等、事業環境の変化等、その他やむを得ない理由等により、当社は発電余剰電力買取の新規申し込みを休止もしくは中止し、または発電余剰電力買取サービスを廃止することがあります。</p> <p>13.お客さま情報の取扱いおよびお客さまのご協力について</p> <p>(8) お客さまには、送配電事業者が定める系統連系技術基準および託送供給等約款（以下「約款等」といいます）を遵守していただきます。また、約款等に変更がある場合は、変更後の取扱いを遵守していただきます。</p> <p>15.当社の免責事項</p> <p>(2) 4.(8)に定める発電余剰電力買取の新規申し込みを休止もしくは中止、または発電余剰電力買取を廃止した場合。</p>	<p>「送配電事業者」を明示</p> <p>エネファーム typeS の設置に関する事項を明記</p> <p>託送供給等約款変更への対応 ※託送供給等約款該当箇所は以下の通り 「8 契約の要件（2）ホ 発電契約者が当社を代理して、発電者との間で、系統連系受電契約（発電量調整供給契約にもとづき締結する契約をいいます。）を締結すること。」</p> <p>変更があった場合の取扱いを明記</p> <p>「4.当社へのお申し込み」の変更に伴う変更</p>